

謝金に関する規程

(平成 30 年 6 月 5 日施行)

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪医科大学医師会（以下「当医師会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第 2 条 当医師会の会員および職員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる会議)

第 3 条 謝金の対象となる会議は、理事会及び理事が当医師会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議（国内外を問わない）とする。

(会議出席謝金)

第 4 条 第 3 条に定める会議に出席した第 2 条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第 5 条 当医師会の運営及び活動に必要な原稿を執筆した者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第 6 条 当医師会の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第 7 条 会議出席謝金の単価は、2 時間程度の会議 1 回当たり 12,500 円とする。
2 会長は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。
3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条 1 項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(原稿執筆謝金の単価)

第 8 条 原稿執筆謝金の単価は、原稿の文字数を 400 字詰に換算して、400 字当たり 2000 円とする。なお、400 字未満は 400 字に切り上げて処理するものとする。また、翻訳等の外国語を要する原稿に関しては、上記の謝金の単価を 1.5 倍として計算した額とする。
2 会長は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

- る。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の原稿執筆謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

- 第9条** 講師謝金の単価は、30分30,000円、1時間50,000円、2時間70,000円とする。
- 2 会長は、必要に応じて、前項の講師謝金の単価を減額することができる。
 - 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

- 第10条** 第2条に定める謝金対象者には、第7条、第8条及び第9条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。
- 2 会長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額できると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改正)

- 第11条** この規程の改正は理事会の議を経て、評議員会の承認をもって行うものとする。

(雑則)

- 第12条** この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則

この規程は、平成30年6月5日より施行する。